

特定施設一覽(騒音規制法及び振動規制法)

◇特定施設の種類(騒音規制法)	
1	金属加工機械 (イ)圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。) (ロ)製管機械 (ハ)ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る) (ニ)液圧プレス(矯正プレスを除く。) (ホ)機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。) (ヘ)せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) (ト)鍛造機 (チ)ワイヤーフォーミングマシン (リ)ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。) (ヌ)タンブラー (ル)切断機(砥石を用いるものに限る。) 2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 4 織機(原動機を用いるものに限る。) 建設用資材製造機械 5 (イ) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。) (ロ) アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。) 6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 木材加工機械 (イ)ドラムバーカー (ロ)チップパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) (ハ)碎木機 7 (ニ)帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) (ホ)丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) (ヘ)かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) 8 抄紙機 9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。) 10 合成樹脂用射出成形機 11 鋳型造形機(ジョルト式のものに限る。)

◇特定施設の種類(振動規制法)	
1	金属加工機械 (イ)液圧プレス(矯正プレスを除く。) (ロ)機械プレス (ハ)せん断機(原動機の定格出力が1.0kw以上のものに限る。) (ニ)鍛造機 (ホ)ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。) 2 空気圧縮機及び送風機(圧縮機で原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。) 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。) 4 織機(原動機を用いるものに限る。) 建設用資材製造機械 5 (イ)コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。) (ロ)コンクリート管(柱)製造機械(原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。) 木材加工機械 (イ)ドラムバーカー (ロ)チップパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。) 7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。) 8 合成樹脂用射出成形機 9 鋳型造形機(ジョルト式のもの) 10 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。)

特定施設一覧(岐阜県条例)

◆騒音に係る特定施設		
1	金属加工機械 ・研磨機	原動機の定格出力の合計が15kw以上であること。
2	空気圧縮機及び送風機	製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が10kw以上であること。
3	室業焼成炉用バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50ℓ以上であること。
4	燃糸機	原動機を用いるもの。
5	紙工機械(コルゲーテングマシンに限る。)	原動機の定格出力が7.5kw以上であること。
6	合成樹脂用粉碎機	原動機の定格出力が3.75kw以上であること。
7	高速切断機	原動機の定格出力が2.25kw以上であること。
8	走行クレーン	すべてのもの。
9	クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75kw以上であること。
10	冷凍機	原動機の定格出力が7.5kw以上であること。
11	タイル成型用プレス	すべてのもの。
備考 次に掲げる施設を除く。 1. 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置する施設 2. 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第7項に規定する電気工作物 3. ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス工作物		

◆振動に係る特定施設		
1	金属加工機械	
	(1)液圧プレス	矯正プレスを除く。
	(2)機械プレス	すべてのもの。
	(3)せん断機	原動機の定格出力が1kw以上であること。
	(4)鍛造機	すべてのもの。
	(5)ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上であること。
2	空気圧縮機及び送風機	圧縮機で原動機の定格出力が7.5kw以上であること。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上であること。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機械	
	(1)コンクリートブロックマシン (2)コンクリート管(柱)製造機械	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上であること。 原動機の定格出力の合計が10kw以上であること。
6	木材加工機械	
	(1)ドラムバーカー (2)チップパー	すべてのもの。 原動機の定格出力が2.2kw以上であること。
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上であること。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機(カレンダーロール機を除く。)	原動機の定格出力が30kw以上であること。
9	合成樹脂用射出成型機	すべてのもの。
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。
備考 次に掲げる施設を除く。 1. 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置する施設 2. 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第7項に規定する電気工作物 3. ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス工作物		